

定性的な開示項目

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に当金庫が積み立てている利益剰余金（特別積立金、利益準備金等）と地域のお客さまから預かりしている出資金により構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させており、経営の健全性を十分に維持している水準にあると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの収益計画に基づいた業務推進により計上された利益の資本積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスク管理に関する項目事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理を経営の重要課題のひとつと位置づけ、与信業務の基本理念や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

信用リスクの評価については、小口先数主義に基づく推進によるリスク分散を図るとともに、厳格な自己査定を実施し、不良債権の適正な償却・引当を実施しています。

また、個別案件の与信管理においては、融資部門・営業推進部門・資産査定部門を完全に分離独立した組織とし、営業店の一次審査と本部の二次審査による厳しい審査体制をとっています。

貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」並びに「償却及び引当に関する基準書」により、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・ウェイトの判定にあたり標準的手法を採用しております。

また、保有する資産の一部（有価証券等）について、エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・国内債券エクスポージャー
株式会社 格付投資情報センター (R&I)
株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・外国債券エクスポージャー
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を指し、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容など様々な角度から検討をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置づけとして捉えております。

担保や保証に過度に依存しないような融資の推進に取組むとともに、担保や保証が必要な場合は、お客さまへの十分なご説明をしたうえでご契約をいただいております。

また、担保・保証の手続きについては、「融資業務取扱規程」及び「担保評価要領」等により適切な取扱いをしております。

なお、当金庫では信用リスク削減手法として、以下の手法を採用しております。

(1) 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出金残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内とします。

(2) 貸出金と当金庫預金の相殺

与信取引において、取引先が期限の利益を喪失した場合に、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証機関のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針並びに手続きの概要

当金庫は、該当取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関（オリジネーター）が保有するローン債権等を裏付けとして有価証券に組み替え、第三者（投資家）に売却して流動化することをいい、証券化エクスポージャーとは、証券化商品にかかるエクスポージャーをいいます。

当金庫では、オリジネーターとしての証券化取引の該当はありませんが、有価証券投資の一環（投資家）として、証券化商品を保有する場合があります。

当金庫では、証券化商品のリスクは、市場動向、時価評価、格付機関が付与する格付等によって把握するなど、適切なリスク管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第 248 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品への投資にあたっては、市場運用部門において、内包される市場リスクや商品特性を十分に調査の上、「資金運用規程」等の諸規程の定めを遵守し、資金運用検討会に諮った上で投資することとしております。また、

投資後も、市場運用部門・リスク管理部門において、証券化商品の市場動向・時価評価等を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整えております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法としての証券化取引の該当はありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

信用リスク削減手法としての証券化取引の該当はありません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化商品にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

適格格付機関は以下の 2 機関を採用しております。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)

株式会社 日本格付研究所 (JCR)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象の発生によって生じる損失に係るリスク」を指します。

当金庫では、「事務リスク管理要領」、「法務リスク管理要領」、「風評リスク管理要領」及び「システムリスク管理要領」を定め、オペレーショナル・リスク管理に取組むことにより、リスクの顕現化の未然防止に努めております。

また、これらのリスクに関して、各リスク管理担当部署会議等において検討するとともに、必要に応じて常勤理事会へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、毎日時価評価を行い、価格変動リスク管理をするとともに、運用状況により「資金運用検討会」に諮り、対応について検討をしております。

また、株式関連商品への投資は、債券投資の金利リスクヘッジ手段として捉えており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金については、その公共性を勘案しながら個別に慎重な投資判断をしております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により当金庫の保有する資産・負債の現在価値が変動するリスクを指します。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクである銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB:InterestRate Risk in the BankingBook）の計測等を行っています。

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測結果については、資産・負債の最適化、健全性の確保に向けた検討を行うため、ALM 委員会へ月次で報告を行っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE (注 1) 及び Δ NII (注 2) 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注 1) 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注 2) 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金を割り当てられた金利改定の平均満期：平均 2.5 年
 - ・流動性預金を割り当てられた最長の金利改定満期：5 年以内
 - ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
 - ・いずれも金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・スプレッドに関する前提、内部モデルの使用等
 - ・スプレッドに関する前提は考慮していません。内部モデルは、使用していません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- 金利リスクに関する事項の定量的な開示項目は、「10. 金利リスクに関する事項」に記載しています。